

經濟論叢

第九十四卷 第五號

豊崎 稔教授記念號

献 辞	堀 江 英 一	
帝国大学特別会計と演習林	島 恭 彦	1
独占資本家層再編の一紐帶	大 橋 隆 憲	20
レーニン『帝国主義』の 段階規定について	吉 村 達 次	37
添田プランと高橋意見書	小 野 一 一 郎	56
日本の合織産業における 若干の問題点について	中 村 忠 一	74
公共料金問題と独立採算制	寺 尾 晃 洋	91
現代交通政策の基本動向	中 西 健 一	112

豊崎 稔 教授略歴・著作目録

昭和三十九年十一月

京 都 大 学 經 濟 學 會

豊崎 稔教授 記念論文集

帝国大学特別会計と演習林

はし が き

島 恭 彦

前稿（国立大学特別会計の史的考察、経済論叢、第九三巻、第四号）で、戦前の国立大学特別会計を存立させた根拠は各大学の蓄積する「資金の独立」という法制上の理念であったこと、この「資金」は金銭のみならず、研究教育用の上地建物、とくに帝国大学については演習林をふくむ概念であったこと、このような「資金の独立」があたかも経済的実態をとまなうかのようにみなされた理由は、大正期からはじまる国有財産制度、国有地の評価替の制度であったことを明かにした。

そこで本稿では演習林に焦点をしばって考察したい。したがって問題は帝国大学特別会計に限定されることになる。帝国大学特別会計を存立させる根拠と考えられた国有財産としての演習林が、また大正期には国有財産整理の対象とされようとした。このように矛盾した政策の動きの中に、帝国大学特別会計の性格を明かにする手がかりがつかめる

と思う。

一 演習林の創設

演習林は、一面で森林に関する研究教育、また造林の実習の目的に供せられる特別の施設であり、他面で国有財産の管理や帝国大学特別会計の経理からみれば、大学の「維持資金」または基本財産であるという、いわば二重の性格をもっている。現在の大学の制度の中では、演習林は農学部附属施設にすぎないが、演習林の創設、または維持を歴史的に考察しようとする、大学制度のワクの中に考察を限定していることはできない。

演習林は国有財産、国有林の制度の一環である。そのような演習林が、特定の目的をもって、特定の社会的環境の中で創設され、維持される、そのことは、たとえば内地についてみると、すでに存在する民有林、部落有林、入会権地元の農業労働などと演習林との間に、複雑な相互関係が生じるということである。そこで演習林の産物を地元町村に払下げたり、交付金を下付したり、地元の農業労働力を演習林に導入利用したりすることが行われた。また植民地についてみると、演習林は植民地の森林行政、森林開発について指導的な役割をもち、また演習林の経営維持に必要な労働力の導入という点では、「植民」そのものと密接な関連をもっていた。演習林のこういう側面を明かにすることは非常に重要であるが、残念ながら充分な資料をととのえることができなかった。ここではとりあえず、戦前（昭和五年）における各帝大別、地域別の演習林面積についての統計をかかげ、問題の所在をさぐることにしよう。

この統計では、東北帝国大学が欠けているが、北海道帝国大学の北海道における演習林面積にほぼ等しいものは、もと札幌農学校に供用されていたものであり、その後明治四〇年東北帝国大学農科大学に移され、大正七年北海道帝

演習林大学別所在別一覽

学 校 名	内地	北海道	朝鮮	台湾	樺太	計
東京帝国大学	9,704	26,773	47,501	57,429	20,755	162,165
京都帝国大学	2,262	—	17,090	60,001	20,000	99,359
九州帝国大学	424	—	21,683	2,012	20,507	44,626
北海道帝国大学	431	71,919	16,554	6,847	19,907	115,658
総 計	12,821	98,692	102,828	126,289	81,169	421,808

(昭和財政史, Ⅲ, 国有財産・密蔵に拠る)

国大学の創立にともなつて、同校に移管されたものである。だから東京、京都、それから東北および九州と各帝大創設の歴史の古さや規模の大小による序列と、各帝大の演習林面積の大小とが対応していることは注意をひく点である。また内地と北海道に演習林を多くもつ東京とくらべると、後進後発の京都、九州の両帝大では植民地演習林の比重の非常に高いことが、特徴的である。このことを日本帝国の敗戦による植民地喪失という戦後の時点から見なおすと、帝国大学の植民地演習林喪失による研究上、財政上の打撃は、各大学によって不均等にあらわれるとも考えられるのである。

まず演習林の創設の形態についてのべよう。演習林の入手先からみると、帝室林野局（御料林、内務省）、ほか各省、北海道庁、朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁などの各官庁、地方公共団体、民間の団体と個人、神社などの宗教団体など様々である。しかしこれらの入手先、すなわち元所有者をみても、演習林の創設もまた戦前の日本における土地所有関係と無関係ではありえないことがわかる。また特定の市町村に演習林を設定する場合には、すでに存在する部落有林や入会地の上に地上権を設けるといふ形で行われることもあった。演習林の獲得の方法についてみると、官庁間の所管換え（有償、無償をふくむ）、民間などよ

りの寄付、買収、賃借などがある。買収にも、金銭による逐年の買収や、帝大資金部の所有する公債証書と土地との交換などの形があった。いまこれらの実例を一々のべることは、各帝国大学史よりの技書きにおわるおそれがある。

それよりもここでは北海道における演習林の創設、維持を中心のべよう。北海道は東京、東北、北海道各帝大の演

習林が存在していたところで、演習林の沿革をさぐるのに最も適當なところである。またここでの実例は、ほとんど明かにされていない朝鮮、台湾、樺太等における植民地型の演習林創設を類推させる材料でもある。

明治期の北海道は、官有林五六三万町歩、御料林六〇万町歩、民有林九千町歩と、合計六二四万町歩の中、官有林、御料林の比重圧倒的に高く、まさに「上からの」林業技術や林業教育が導入されなければならない必然性をもっていた。「開拓使仮学校」をうけついで札幌農学校（明治九年創立）、またここに設けられた「森林科」や「林学科」はその先駆をなし、演習林創設の中核になっていくのである。明治三二年同校より文部省にあてた「簡易林学科」新設と林業技術者養成の必要をといた意見書は、必要理由を次の四つにわけて説明している。要約すれば、(一)年々本道の移住者が七、八万人にもなり、開墾農事や薪炭・用材のために森林を濫伐するので、適當な造林計画をたて、森林教育を普及する必要があること、(二)水源涵養林、防風・砂防林、漁業林その他の保存林をいまから管理設計するために、林業技術者を養成する必要があること、(三)各種の工業や土木建築の進行にともない、各種の用材の供給のために林業家を養成する必要があること、(四)人口稀少、愛林の念薄い本道では過伐、火災による荒廃から森林を守るために、森林管理者を養成する必要があることであった。（北海道山林史、一〇二五頁）この要請にもとづき「森林科」が設けられたが、当初は専任教授が一人で、御料局技師や北海道庁技師が兼務で授業を行い、後に専任教授の充実とともに、「森林科」は「林学科」と改称され、明治四〇年以後東北帝國大學農科大学の林学科に継承されることになった。

さて北海道の演習林は、札幌農学校の森林教育と研究の発展過程で創設されたのだが、いま同校の演習林でも、最も歴史の古い、面積の大きな雨竜演習林の沿革は次のようになっている。「設定年月、明治三四年三月、国有林より所管換・維持資金に編入・札幌農学校第一基本林と称す。明治四〇年九月、雨竜演習林と改称」。（北海道山林史、一〇

二八頁）札幌農学校が林学について専門の学科を設けたのは明治三二年の「森林科」の新設にはじまるが、当時は中学三年終了を入学資格として、修業年限を三ヶ年とする中等学校程度のものであったとされている。それが三四年八月に校則を改正して、専門学校程度のものへと発展したのである。さきの「沿革」によると、同年三月に演習林は「札幌農学校第一基本林」という名称で設定されたのである。またこれが「雨竜演習林」と改称されるのは、明治四〇年九月であるが、同年の六月に札幌農学校は東北帝国大学農科大学になったのである。つまり札幌農学校（とくにその林学関係の学科）が、中等学校程度から専門学校程度をへて、帝国大学のレベルにまで発展してきたところで、「演習林」の名称と制度とがこれに適用されたと考えてよい。

演習林の名称や制度が当時帝大レベルのものであった（大正期には高等農林学校等へも拡大されるが）ということをしめるには、明治三〇年代の初めすでに北海道に演習林獲得にのり出している東京帝大の動きをみなければならぬ。東京帝大は明治三二年、御料局や北海道庁に働きかけて、石狩国空知郡富良野村を中心とする国有林二万三千町歩を獲得した。しかしこの当時東京帝国大学総長より北海道庁長官にあてた公文書の中では、「農科大学試験地」または「試験林」という用語になっていて、北海道については「演習林」という言葉は使われていない。（北海道山林史、一〇三五頁）それでは東京帝大には演習林の制度はなかったのかというと、そうではなくて北海道への進出の直前、明治三一年勅令第百七十一号によって制定された東京帝国大学官制の第十五条が次のように始めて演習林の管理制度を定めているのである。（東京帝国大学五十年史、下冊、一二一六頁）

「農科大学附属演習林ニ演習林長ヲ置キ農科大学教授助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス演習林長ハ総長監督ノ下ニ於テ演習林事務ヲ掌理ス」

明治三一年といえ、その前年に東京帝大と京都帝大とが会計制度上他の官立学校および図書館の特別会計と区分されているが、帝國大学特別会計法の制定されたのは明治四〇年のことである。東京帝大の場合は帝國大学特別会計法の遙か以前に演習林の管理制度が発足していたといえるであろう。反対に京都帝大の場合はそれよりはるかにおくれている。それは農科大学の設置計画、農学部の新設が東京帝大とくらべてはるかにおくれたからである。明治四二一年に京都帝大は東京帝大農科大学教授横井時敬らに農科大学設置に関する調査を委嘱した。同教授らは同時に台湾、朝鮮、樺太の森林調査を行い、同年末に台湾演習林を基本財産林として台湾総督府より交付をうけ、以後朝鮮演習林、樺太演習林の貸付や移管をうけた。したがって、農科大学または農学部の開設以前に植民地演習林を獲得していたことになり、その管理はどのようなに行われたか不明であるが、京都帝大の場合むしろすでに獲得した植民地演習林をテコにして農科大学設置運動や大正十三年の農学部開設が行われたとみられるであろう。（京都帝國大学史、一〇六―九頁）

以上明かにしたところから、演習林の制度は、明治三〇年代から四〇年代への創設期についてみると、東京、東北などの帝國大学農科大学レベルの研究施設として、主に北海道から植民地（明治三五年にはすでに東京帝國大学は北海道演習林の地積をしまわる台湾演習林を獲得した。東京帝國大学五十年史、下冊、一二一―一八頁）へと拡大されていたものであるといえよう。農科大学レベルの研究施設であるが、北海道についてみると、ひろく北海道統治の、また森林行政の一環として、専門学校以下の教育的、財政的意義をもつ森林所有とも結びついていたと考えられるのである。

〔注〕 この点で無視できないのは、明治二八年頃から文部省によって北海道、および内地に広く奨励された「学校林」（学校）の制度である。「学校林」は生徒の勤勞によって造林を行い、「生徒の愛林精神を養い、心身の鍛錬に資すると共に、あわせて学校基本財産造成の一助」として、

北海道や内地の小学校に導入されたものである。

東京、東北、北海道帝国大学の北海道演習林では、明治から大正期に入る時期に、施業案の作成、苗圃の設定、人工造林、伐採、伐木輸送（雪上または森林軌道による）、払下げなど、次第に林業経営の形態を整えてきている。しかしこの森林経営にとって必要な労働力の確保という点から、北海道演習林と密接な関係にあったのは、「林内殖民」の制度である。これも東京帝大の演習林（富良野演習林）で明治末年から実験的に試みられた制度で、林内の約五千町歩の農耕適地を、家族を有する常傭人夫に順次に貸下げ、同時に農地貸下規程も制定した。この制度は以後昭和九年頃に恐慌の影響で林内労働力が飽和状態に達したり、戦時中には逆に林外への流出で労働力が激減したりした曲折があったが、演習林の経営に相当な役割をはたしたといわれている。昭和二四年には林内殖民約一千戸、面積五千町歩と計算されたが、農地改革による自作農創設で、この面積の約半数がうしなわれた。東北帝大および北海道帝大の演習林もまたほぼこういう経過をたどっている。ただ「林内殖民」には別の形もあったようである。例えば北大演習林の一部では、農耕地を貸下げず、始めから演習林労働力として移殖し、その代りに春季の融雪後は造林事業などに従事させ、冬季は官行斫伐、官行製炭に使役して、年中仕事を与えるという形をとったところもあった。（以上、北海道山林史による。）

戦前の演習林は、帝国大学特別会計法によって「維持資金」のあつかいをうけ、基本財産林の名称をもっていたが、その財政的意義を明かにする資料は全くない。ただ京都帝国大学については、大正十三年当時（農学部附属演習林創設の時）の総収入約九万五千五百円、総支出約五万八千二百円（収益約三万三千三百円）、それより十五年後の昭和十四年には、総収入約三十三万五千円、総支出約二十五万七千円（収益約七万八千円）という記録がある。（京都帝国大学史、

一二九一頁）これによると総収支ののびに比して、収益ののびは低いように思われる。ただ大正十三年度についてみると総収入の約九万円は、当時の京都帝大の歳入合計四〇四万円（大正十三年度決算額）とくらべて小さいが、上記の収益三万三千元がもし歳入臨時部にくり入れられるとすると、後者の収入は当時約三十一万円であったから、その約一割に当ることになる。また当時の帝國大学の歳計の中で区分されていた資金部歳入からみると、京都帝大のそれは八万七千元程度であったから、三万三千元という演習林事業の収益は頗る大きいといえるであろう。

植民地にまで拡大していた演習林事業を企業会計的にみるのはあやまりであろう。戦前の国有財産法でも、「公用財産」としての演習林と収益目的の「営林財産」とは区別されていた。演習林が拡大されても、それが施業計画さえたたない「蕃地」にあることも多い。しかしまた他面からみて、演習林の中にたまたま植民地特産の樹種や産物をふくむとなると、実際の評価や収入は高まるとも考えられよう。

二 大正期の国有財産制度とその改革論

すでにみたように、演習林は国有財産制度の一環であり、また国有財産の現実の所有関係と結びついて拡大されたものであった。ところが大正期になってこの国有財産制度の矛盾が鋭くあらわれるようになった。それは一口にいえば、明治二十年代に再編成された天皇制的「財産国家」と「租税国家」との矛盾である。それはまた軍事をはじめとする重要国策に租税収入を集中したためにおこった課税権の限界と、この課税収入の限界をまぬがれようとして思い思いに「財産」を蓄積し、その「財産収入」に依存して行政、事業を独自に拡大しようとした官僚国家、各級機関の「自立性」と「割拠性」とに由来するものである。この「自立性」と「割拠性」は天皇制国家の一般的な特徴であっ

たが、とくに国会開設に先だつて、「帝室財産を区画分置し是を以て永世威福の基礎」としようとした天皇制権力それ自身にも（古島敏雄、日本林野制度の研究、六七頁以下、戸田慎太郎、天皇制の経済的基礎分析、六九頁以下）、また「文部省は逐年補助金の増加に対し、稍々もすれば大蔵省より減額の交渉を受くるに苦しみ、将来補助金の増額は国家財政上多大の負担たるべきことを見越し、諸学校をして夫々資金を有し、経済上独立せしめんことを企画」した文部少輔田中不二麿の構想にも（東京帝国大学五十年史、下冊、六八頁）、また市町村は財産収入を第一次的收入とし、市町村税収入を第二次的のものとすると規定した戦前の市制、町村制の精神（島著、財政学総論、二六四頁）にもあらわれていた。しかしこの「自立性」や「割拠性」は、まず財政当局（大蔵省）が各級官庁、機関を財政的にコントロールするという近代的統一国家の原則に反し、次に議会が政府の行政活動をコントロールするという民主主義の原則にも反していた。大正期に入って各級国家権力がたがいに割拠しあい、競合しあい、牽制しあつて、結果としては財政規模を際限なく膨脹させるといふ矛盾や弊害が続出してきた。したがつてこの時期にはまた財政整理と同時に、特別会計や国有財産の整理事業も展開しはじめたのであつた。それは結局国家的土地所有に片足をおく天皇制国家を、財政金融的にコントロールしうる国家に改造しようとする事業であつた。しかしそれは天皇制的、封建的土地所有を排除しようとする大正期の民主主義運動にもつながつていたのであつた。

大正期にあらわれた国有財産制度の欠陥というべきものをかいつまんでのべればこうである。第一に各省、各機関が割拠的に管理し、それを国全体として総括する機関がなかつたこと、つまり国有財産の統一的な管理機構を欠いていたことである。第二にしたがつて各省、各機関で自由勝手に国有財産の譲渡、交換、貸付、私権の設定などを行つていたことである。第三に国有財産の評価に統一なく、台帳、統計など全く不備であつたことである。第四に土地・

不動産に対する管理規則はすでに存在していたが、大正期までに国有企業の拡大や有価証券の発達により、国有財産の範囲が拡張し、内容が複雑になって、上記の管理の不備がいよいよ著しくなってきたことである。

いまここで大正期における国有財産法の制定や国有財産の整理事業をのべるよりも、国有財産の改革論を、大正期の民主主義運動との関連において、当時の人に、当時の言葉で語らせよう。えらばれるのは、沢来太郎の「帝國国有財産総覧」(大正六年)である。

沢来太郎は明治末年から衆議院議員として活動していた人物で、政務調査所を設けて、国有財産の調査に八年間を費した。それは本書の序文に板垣退助がのべたように、国有財産は藩閥政府や官僚が「擲て以て跳梁跋扈を逞うする唯一の叢巢」であったからであるが、沢個人の動機としては次のようなことがのべられている。彼の郷里仙台市の目抜の地点に約六千八百坪の陸軍用地があった。ここは時々歩兵の教練や憲兵の乗馬練習に使われていた、この地所の価値はほぼ坪三十円から六十円、従ってその総価額は二十七万八千余円であった。この場合沢が「国有財産の濫用」というのは、人家がたてこみ、地価が騰貴している地点に、あまり利用価値のない土地を陸軍が所有していることである。この陸軍用地をたとえば坪平均十円のところに移転すると、その総価額六万八千九百円、これを現在用地の総価額から控除すると、二十一万円の剰余金を得る。これを国庫収入として財政上の実益に使用すべしというのが、沢の「経済学」で、彼の国有財産整理論を貫く論理である。すなわち彼の主張は、大正期における独占資本主義の確立、地価(とくに市街地)の騰貴、財政の膨脹という諸条件をふまえた、国家的土地所有に対する攻撃であった。「帝國国有財産総覧」の結論として国有財産制度を中心とする財務会計全体の不統一、財政全体の乱れが指摘されている。この部分が彼の著書の中で最も迫力のあるところだが、ここでは国有財産に直接関係ある問題に限定しよう。

そうすると彼の指摘する問題点は、(1) 国有財産管理の割拠性、(2) 国有財産の一般的低評価と評価の不統一、(3) 国有財産による財源提供、(4) 国有財産の無償組換、(5) 管繕（建設工事）の不統一、(6) 継続事業、(7) 特別会計などである。

(1) 国有財産管理の割拠性、沢の主張によれば国有財産の管理は財務を総括する大蔵省に統一すべきである。然るに現状では、各省が思い思いに財産を独占し、各省分掌以外のもの（とくに官有地）は内務省が処理するようになっている。したがって各省は「国有財産を割拠的に壟断し、且つ独断専行を逞うしつつあるを以て、名は各省所管と称するも、其実は即ち各省分有にして、旧幕時代の封建割拠よりも甚しき観あり。」（帝国国有財産総覧、一三二一頁）

(2) 低評価と評価の不統一、彼はすでに調査の過程で国有財産の一般的な過小評価を指摘し、次にその評価の不統一をあげている。「例せば、各官庁所用一坪に対する政府の記載平均価格は、外務省所用地の九円四拾三銭九厘を最高として、同じく大蔵省所用の五円八拾貳銭七厘、逓信省の参拾七銭九厘之に次ぎ而して、文部省所用平均単価は驚くべし、僅かに拾老銭余に過ぎざる也。凡そ各官庁の所在地は、全国各植民地を地じて皆各都会枢要の地点たらざるはなし。」（同書、一三〇四頁）沢は文部省の平均価額最低というが、彼自身の調査例についても、東京帝国大学の本郷区森川町の二千坪の用地は坪四十八円であり、七千万坪の北海道演習林は坪一厘である。山間僻地に広大な演習林をもつ文部省用地の価格を平均すれば最低になるだろうことは当然である。しかしそれにしても、彼の指摘する国有地の一般的な低価格と評価の不均一は争えない事実であった。

(3) 国有財産による財源提供、これは各省が毎年概算要求をする時に、大蔵省の査定が要求にみたない場合は、自省の管理する財産（土地）を投げ出して、さらに予算の増額を要求することである。これは各省所管の土地に不用地があるという証拠でもあり、また各省の割拠性によって予算の膨脹に拍車をかける原因にもなっている。こういう角

度から演習林やその他の大學財産をみると、その財政的な意味はそもそも大學予算（特別會計に対する政府支出金）の減額に対する防衛的な手段として設けられたものであるが、それは他面で大學予算増額のための攻撃的な手段にもなりうるということをあらわしているのである。とくに國家予算の全般的な膨脹期にはさうである。

(4) 国有財産の無償組換、各省庁は必要のある時は、土地や建物の予算を見積って必ず議會に提出するが、不用になつた時は勝手に処分する。かつて内務省が宮内省に多くの財産を移管したのは、この無償組換という形を通じてであつた。これは議會の権能を無視した非立憲的行為である。

(5) 營繕の不統一、国有地管理の不統一とならんで、各省庁は所用の官庁官舎などの建設工事につき、毎年壯觀を競うような設計を行い、各省庁毎に建築課や工事部を設けて、不経済な重複工事をやっている。したがって資材の購入や物品の払下げにも全く統一性がない。沢は營繕についても大藏省による統一を主張した。

(6) 継続事業、營繕の不統一に関連して継続事業（継続費）の乱脈がある。毎年の実行費額が予算額に数倍し、継続期間も伸縮常なく、かつ繰延、繰越、繰替などのまぎらわしい名称でもって會計年度を乱し、財政上多大の負担をかけている。

(7) 特別會計、特別會計の濫設やその一般會計よりの独立は財政放漫の元であり、一般と特別との間に出入勘定が多くなり、實際の歳出入の計算が困難になる。国有財産の問題に関連していえば、「国庫は常に歳入の不足に苦み居るに拘らず、近年特別會計所生の剰余金を、直ちに基本金に積立る傾向あるを以て、動もすれば本支顛倒の奇觀を呈せんとしつつあり。」（同書、一三五〇頁）

沢は、金銭上の予算の濫費と国有財産（とくに土地）の濫用は同一であり、「予算の濫費と国財の濫費とは其罪固

より一なり」と主張した。彼の国有財産の攻撃は、その濫用の大元である皇室財産にまでおよぶのである。明治二十二年帝國憲法と皇室典範の制定以来、皇室の経費と國家の経費、皇室財産と国有財産とは区分されたが、皇室財産の取得の状況にいたっては違法の疑あるものが多い。すなわち、宮中の一行政官たる宮内大臣と内務大臣との間の無償組換という私的な取引である。この無償組換の発端は明治二十二、三年頃「君側に生活して其聖寵に浴せる、世に所謂閥族の徒」が自由民権運動を恐怖して、あわてて国有地よりおびただしい無償組換を敢行したことである。以後国有財産の縮小に反比例して、皇室財産は増大していった。「今や我が皇室の富力は、内は以て海内第一位に居るのみならず、外は其富世界に冠たる露國帝室を除く以外遙かに英、独、白、土の上にある。……然るに奇なる哉、帝室財産の多き処には、其國の東西を論ぜず時の今古を問はず、醜聞汚吏を伴ふ。」（同書、一四七八、一四八二頁）それだけではない。皇室財産を拡大して、天皇の威勢を拡張したのはよいが、その拡大した皇室有土地が全國到る処に散在して、民有地との間の争議をおこし、禁獵御料地の近くにある民有地では悪獸害鳥が出没して作物に被害を与えて、帝室林野局を被告とする訴訟が跡をたたない。「事甚だ微なるが如くなるも、其実由々しき大事件にして、我國体及び君臣の情誼に及ぼす影響や實に甚大なり。」（同書、一四七六頁）明確な結論は出していないが、彼の論法は皇室財産の整理に帰着することは明かである。

大正六年七月、第三十九議會で沢采太郎外十二名の議員が、国有財産管理法の制定、国有財産調査会の設立を要望した。この要望にもとづいて、大正十年国有財産法の成立となり、ついで国有財産の管理処分に當る臨時国有財産整理部（後の大蔵省營繕管財局）、整理処分によって生じた資金の運用のための国有財産整理資金特別会計、国有財産整理についての諮問機關として国有財産調査会や国有財産評価委員会が設けられた。そしてこれを起点として昭和の戦

時經濟の段階まで国有財産の整理事業は継続され、この過程で国有財産の管理処分における大蔵省の地位は相對的に強化されたのである。

しかし大正期から昭和期へかけての国有財産整理事業は、国有財産とくに国有地に対する民主主義的な主張や運動をふみ台として進められた権力内部の動き、とくに官僚機構の割拠性の最大の原因であった国家的土地所有の要素をなるべく制限排除することによって国家権力を再編成しようとする動きであつて、この時期の民主主義運動そのものではない。したがつて国有財産の整理そのものもきわめて不徹底であつた。まず陸海軍用財産の整理はともかく、はじめから国有財産の範圍には入れられなかつた皇室財産については全くふれられることがなかつた。国有財産の整理計画も各省庁の抵抗にあつて縮小され、大蔵省の管理下に組替えられた「雑種財産」のウェイトもそう増大したとはいえない。また国有財産の売却収入も中央諸官庁の建築に使用されたにすぎなかつた。

	昭和1	昭和11
	百万円	百万円
鐵道省	1,852 (25.5%)	2,957 (29.1%)
海軍省	1,180 (16.3)	1,963 (19.5)
農林省	1,180 (16.3)	1,085 (10.8)
陸軍省	846 (11.7)	1,007 (10.0)
内務省	779 (10.7)	900 (8.9)
大蔵省	601 (8.3)	924 (9.2)
文部省	300 (4.1)	410 (4.1)
通信省	256 (3.5)	699 (6.9)
その他	262 (3.5)	135 (1.5)
合計	7,257 (100.0)	10,081 (100.0)

(昭和財政史、Ⅲ)

(注)

いま昭和元年と昭和十一年の各省所管別固有財産額の価額とウェイトを比較してみる。価額、比率ともに増大したのは、鐵道省、海軍省、大蔵省および通信省である。反対に価額・比率ともに減少したのは農林省である。価額において増大し、比率において低下したのは陸軍省と内務省である。価額において増大し、比率において不変であるのは文部省である。

三 演習林の整理論と存続論

演習林の整理は国有財産整理の一環として計画され、大正一〇年から昭和七年までの数次の整理案の対象となっていた。これは主として国有地を中心とする各省公用財産の整理案であって、国有財産調査会で立案され、順次閣議決定をみたものであった。

第一次整理案（大正十年閣議決定）の当初案では、文部省所管の大学演習林の整理が最も大規模で陸軍省、司法省、農林省がこれについていた。この当初案では、東京、北海道帝国大学をはじめとするほとんどの大学の、学校演習林が整理の対象とされ、一ヶ所千町歩程度への縮小、総計四億五千万坪の整理となっていたが、文部省や大学当局の反対によって一ヶ所約一万町歩、千五百万坪の整理案に後退した。第二次整理案（大正十四年）では盛岡高等農林学校の演習林百五十万坪、第三次案で鹿児島高等農林学校の演習林六百三十一万坪がそれぞれ整理の対象となり、第四次案（昭和三年）では京都帝国大学の内地および植民地の演習林が東京帝大、北海道演習林の整理案の趣旨に従い相当程度に縮小ということになった。第六次以降は植民地国有財産の整理案であったが、とくに第八次案（昭和七年）では樺太の各大学（東京、京都、九州、北海道各帝大）演習林について樺太以外の演習林と一括して、適当な整理方法を講ずることとなった。

問題は右のような整理案を作成した国有財産調査会が、演習林または演習林の整理についてどのような考えをもっていたかということである。しかしこれについて、いくつかの案が調査会にあり、統一的な方針をたしかめることはむづかしい。

まづ各帝大の演習林だけについていうと、総面積四十二万町歩、一ヶ所数万町歩をこえるというのは、演習林の面積として広大にすぎるから、一ヶ所一万町歩以下に整理するというのが統一的な見解である。しかし残余の土地をどう処置するかについては二案がある。第一はその中で森林経営の目的に適するものは、該当官庁の管理経営に移管し、そうでないものは大蔵省の雑種財産に引継ぐという案であり、第二は森林経営の目的に適するものは、営林財産として各大学の管理にまかし、そうでないものは速に換価処分をして大学の資金とする案である。第一案は公用財産整理の基本方針をそのまま演習林に適用したものであり、第二案は大学の基本財産または資金としての演習林の性格に重点をおいた整理案であらう。

次に各帝大の他、各高等農林学校の演習林をふくめた整理案で、これにも二案あつた。まずこれらの演習林の所有は不均等で、気候樹種等の関係上同一状況にあると認められる地方においても、ある学校は過大な面積をもち、他の学校は全くもっていないという不公平な状態にある。これを改めるには、同一状況の地方では、演習林の適当な面積を一ヶ所に定め、各大学、各農林学校に共同利用をさせ、他は整理するというのである。これは研究教育施設としての演習林の、かなり筋の通った整理案であるといえるだろう。ところが調査会には次のような案もあつた。各帝大、各高等農林学校の演習林には、演習林としての必要な程度をこえるものが少なくないが、演習林の目的は、学生の演習用以外に、各学校において一種の森林経営用にこれを供しているような実状がある。この実状にもとづけば、国有財産法上新な「学林財産」というカテゴリーを設けて、学生の演習と森林経営の目的を兼ねた一種の財産を認めることが適當であるというのである。(以上、昭和財政史、Ⅷ、一五二—一五三頁)この最後の案は、当時成立した国有財産法による国有財産の分類にもふれる問題をふくんでいる。つまり演習林は、大学、学校の「公用財産」としての性格と、

森林経営の目的に供せられる「営林財産」としての性格をかねそなえているものである。従つて「学林財産」という国有財産法上の新たなカテゴリーをつくること、演習林の管理の上から適當であるといふのである。

(注) 国有財産は公共用財産、公用財産、営林財産、雑種財産に分類されていた。「公共用財産」とは公共の用に供せられる国の財産で、道路、河川、橋梁、港湾、湖沼、公園など、この多くは公共事業を担当していた内務省の所管に属するものであったが、評価は不完全で、国有財産整理の主たる対象ではなかつた。「公用財産」とは各省の事務や事業に供せられる財産で、この範囲は頗る広く、官庁用地、建物、官舎、兵營、演習場、軍艦、船舶、工場、学校、鉄道から、神社用の土地建物までよくめられた。この中に演習林も入る。「営林財産」とは森林経営の目的に供する収益財産、「雑種財産」とは国がとくに国家目的に供用せず、私人と同様な立場で所有している財産。国有財産の整理は主として公用財産を大蔵省所管の雑種財産へ組替えて換価処分するといふ方法で行われた。

要するに演習林の整理においては、いつもその二重性格が問題になつたのである。演習林の研究教育上の用途と財政経済上の用途の何れに重点をおくかによつて、等しく演習林の整理といつても、整理の方法や整理の結果（影響）は違つてくるわけである。演習林の二重性格に規定されて、整理の基本方針は動揺し、分裂していたのであつた。

私たちは次に大学演習林の整理に反対する文部省の存続論を考察しよう。存続論は、まず大学演習林が研究教育用上必要だといふだけでなく、演習林面積が広大にすぎ、かつ各大学によつてその所有が不均等だといふかなり手いしたい批判に答えなければならぬ。すなわち、吾国は熱帯から寒帯まで、多様な樹種と林相をもつために、各地に演習林が必要であること、各大学はそれぞれ学術上の創意にもとづいて、独特の手法で試験研究を行つてはじめて効果が上るので、一地域に各大学が各自で演習林を所有する必要があるといふこと、また永年にわたる保続作業や林業試験によつて、はじめて合理的林業や林業試験の対象になる一事業区域が形成されるのであつて、いまその一部を不経済だといふ理由でさきとすることは各部分を不具化するし、永年の観測を徒勞にするであらうといふことである。文部

省の主張のこの部分は、大学研究者の労苦のにじみ出たものとして、「大学の自治」を側面から弁護している主張として、私たちも支持できるのである。しかし問題は、帝国大学特別会計法の規定をタテにとつて、演習林を弁護する次の主張である。

「大学並学校図書館が、各々特別会計を立て資金を所有する所以のものは、教育事業をして一般会計予算の影響を蒙ることなく財政上の独立を確保せしめんとするものにして、学校より生ずる収入を以て学校経費を支弁し得るに至るを其の究極の目的とす。即ち大学、学校及図書館特別会計法が資金の支消を禁じ、之が増大を凶つて纏て政府支出金を要せざるに至る時期を俟つて、学校会計の独立を期待するは之が為なり。（傍点筆者）演習林は此の特別会計の核心とも云ふべき資金を構成するものにして、一面演習林本来の目的たる學術研究の資たり、又学生生徒の教授上実験実習の施設及教材たるのみならず、他方資金の目的たる恒久的収入財源たる点に於て、学校資金として極めて理想的性能を有するものと謂ふべし。」（昭和財政史、Ⅷ、一五〇頁以下）

この引用文中傍点をつけた部分は、前稿でのべた通り、旧制度下における学校特別会計法（明治四〇年、学校及図書館特別会計法、昭和十九年学校特別会計法）を一貫していた、しかも物質的裏づけのない精神であった。さらに文部省がかく主張した昭和初期の時点からみると、「大学の教育事業をして一般会計予算の影響を蒙ることなく財政上の独立を確保せしめん」という言葉も現実から浮きあがったもので、すでに大正中期以後大学に対する政府支出金のウェイトは急激に増大し、大正十四年には五帝大は会計上の区分がなくなり、「帝国大学特別会計」一本にまとめられていたのである。また「演習林は特別会計の核心ともいふべき資金を構成する」ということも、日本資本主義全体の中で土地所有の占めるウェイトが低下し、地価の下落していた昭和初期についてみると、現実はなれした言葉である。さ

らに補助金削減のショックをさげるために学校に財産をもたせたという歴史的沿革からしても、またこの国有財産の所有が官僚的割拠の足場になっていたという大正期の現実からみても、この時期に演習林の財政的役割を弁護することは、はたして大学のためなのか、文部当局のためなのかわからない。

さらに観点を變えて、演習林の研究教育上の意義の弁護論についても問題がある。わが帝国大学が寒帯から熱帯まで演習林をもっていたことの研究上の意義は大きいが、それは日本帝国の植民地領有にもとづくことであって、研究面だけの意義を抜き出して強調していることもできない。また演習林の各帝大による不均等な所有も、各帝大の研究教育上の創意や実状にもとづくといえればそれまでであるが、たとえば東北帝大が北海道帝大の創立によって北海道演習林を喪失し、帝国大学の中でも演習林の所有が不均等になったというような大正期の実例は、研究教育上の理由では説明しにくい。演習林についても官僚的な管理や所管換は例外ではない。演習林の不均等な所有は、官僚機構の一環としての帝国大学の割拠性をあらわしているといえないこともない。「大学の自治」もまたそういう制約をまぬがれない。そうだとすれば当時国有財産調査会が示唆した「演習林の共同利用」の提案は、大学がおち入りやすい研究教育上のセクシヨナリズムへの批判であったとも考えられるのである。

(未完)